

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

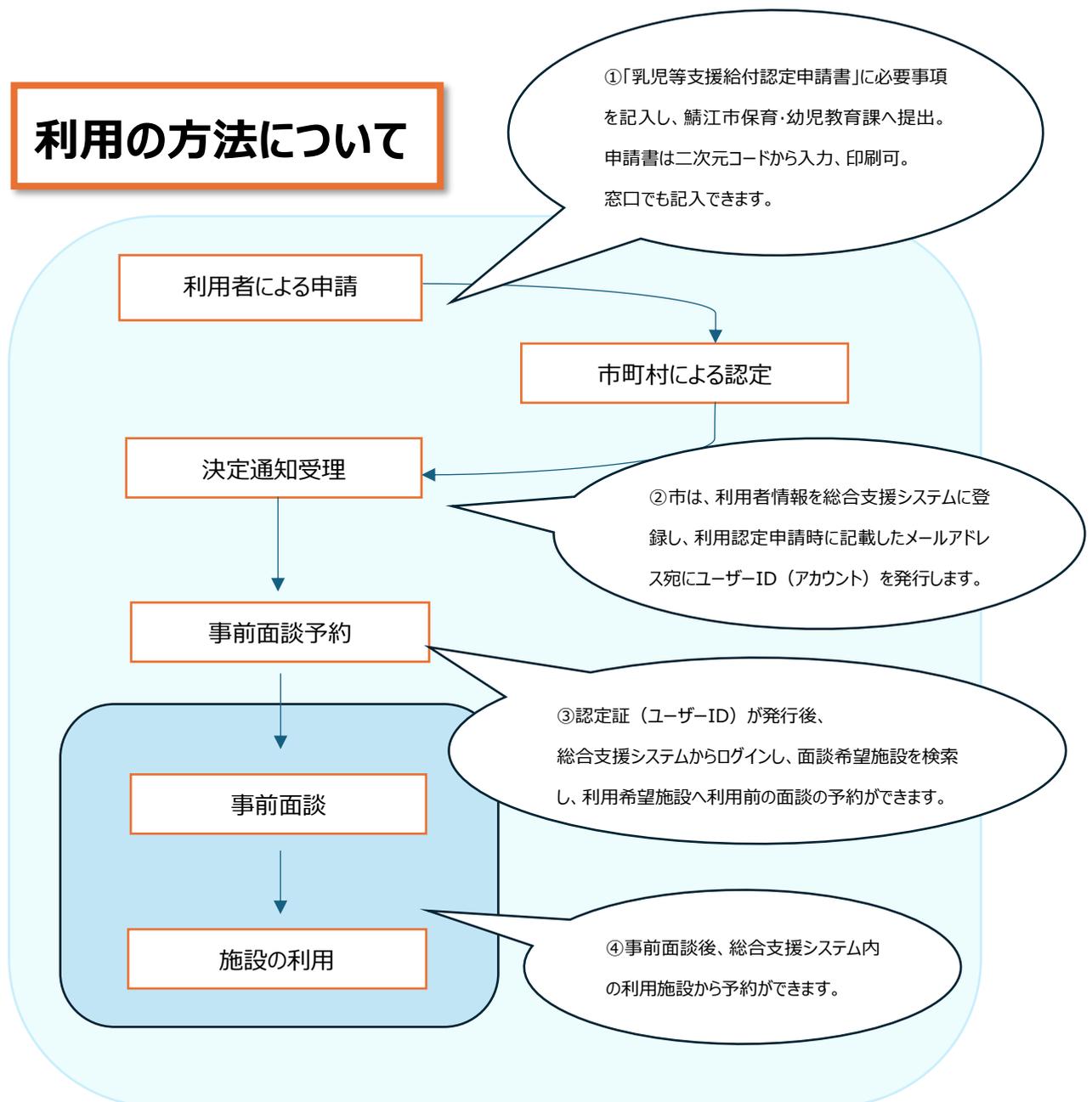
一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | こども家庭庁

利用の方法について



■ 利用にあたっての注意事項

1 初めての施設では必ず事前面談を受けてください。

※事前面談では、お子さまが安心して過ごせる環境をご提供できるかを確認しています。お子様にアレルギーや重篤な疫病などで支援が必要な場合は、必ずお伝えください。面談の結果、安全面や支援体制が確保し安全にお預かりできることを前提としますので、ご理解ください。

2 各施設の状況により、希望する日時に予約ができない場合があります。

3 鯖江市では月10時間までの利用となります。なお、市内外を問わず、別の施設を利用していた場合、同月内は合算されます。

4 利用可能時間は前月の余りを翌月に繰り越すことはできません。

5 無断キャンセルや度重なる予約変更、利用料金の未納があるなどの場合は、施設の判断により利用をお断りすることがあります。

6 発熱や体調不良等のお子様はお預かりできません。緊急時、実施保育施設から電話連絡させていただきますので、速やかなお迎えをお願いします。